

えびの市住宅リフォーム促進事業

●事業目的

市民の生活環境の向上、地域経済の活性化および雇用の創出を図るため、市民が自己の居住する住宅を市内の施工業者を利用して修繕、補修、改築および増築の工事を行う場合に、その経費の一部を補助するものです。

●補助対象者

補助対象者は、市内に居住し、住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されている方です。ただし、申請者および同一世帯員が、市税を滞納していないことが必要です。

●補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、補助対象者の居住の用に供している市内に存する住宅です。ただし、店舗、事務所又は賃貸住宅等の併用住宅にあつては補助対象者が居住する部分に限ります。

●補助対象工事

市内に主たる事業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業者である施工業者を利用して実施する住宅の工事で、次のいずれかに該当するものです。ただし、当該工事に要する経費が20万円以上のもので、補助金の交付決定後に着手し、市の他の制度による助成を受けていない部分に限ります。

- (1) 住宅の修繕、補修、改築および増築のための工事
- (2) 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等の工事

※単なる電化製品の購入費用等は対象となりません。(例) エアコン、テレビ、冷蔵庫等

◆対象とならない費用

- ① 土地購入費用
- ② 広告看板等の設置費用
- ③ 工事用機械および工具等の購入に関する費用
- ④ その他補助対象工事として認められない費用

●補助金の額

予算の範囲内で15万円を上限として補助対象工事に要する経費の20%を補助します。(1千円未満の端数は切り捨て)

尚、補助金の交付は、同一住宅について1回限りです。

●補助申請方法

申請をされる方は、工事着工前に観光商工課にあります所定の様式に記入し、添付書類を添えて観光商工課にご提出ください。尚、申請の受付は予算に到達した時点で終了になりますので、ご了承ください。

【添付書類】①住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書

②事業計画書

③収支予算書

④土地家屋名寄帳の写し (※市役所本庁2階税務課又は飯野出張所、真幸出張所で交付)

⑤工事見積書の写し

⑥補助対象工事を行う住宅の現況 (※住宅全体が写った写真) 及び工事施工予定箇所の写真

⑦リフォーム箇所の平面図 (手書き可)

えびの市住宅リフォーム促進事業の流れ

申 請 者

え び の 市

①補助金交付申請（工事開始前）

【提出書類】

- ◆住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書
- ◆事業計画書
- ◆収支予算書
- ◆土地家屋名寄帳の写し（税務課）
- ◆工事見積書の写し
- ◆補助対象工事を行う住宅の現況（※住宅全体が写った写真及び工事施工予定箇所の写真）
- ◆リフォーム箇所の平面図（手書き可）

②書類審査

- ◆申請後、交付決定通知書が届くまでは2週間程度お時間を要します。

④改修工事開始

- ◆交付決定日から3ヶ月以内に原則として着工。
- ※申請事項について変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から14日以内に「変更交付申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

③現地確認後、補助金交付決定

- ◆着工前の住宅を現地確認します。
- ◆住宅リフォーム促進事業補助金交付決定通知書を送付します。

⑤改修工事終了

⑥実績報告（工事終了後30日以内）

【提出書類】

- ◆住宅リフォーム促進事業実績報告書
- ◆収支決算書
- ◆工事代金領収書の写し、請求書の写し
- ◆補助対象工事施工後の工事施工箇所の写真

⑦書類審査・現地確認

⑨補助金請求

【提出書類】

- ◆住宅リフォーム促進事業補助金交付請求書

⑧補助金交付確定

- ◆住宅リフォーム促進事業補助金交付確定通知書を送付します。

⑩補助金交付

- ◆確定通知書が届いてから2週間程度で指定口座に支払われます。

- ◆指定口座に支払います。